

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成27年8月18日福警支第557号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、実施機関が作成した相談カードに記載されている審査請求人の個人情報である。

実施機関は、本件個人情報のうち、警察職員の職員番号については福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第4号（行政運営情報）に、警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影については同項第6号（警察職員情報）に、審査請求人の相談内容に対する評価又は判断に係る部分については同項第4号及び第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成27年8月4日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成27年8月18日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成27年10月9日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会に対し審査請求を行うべきところ、誤って、実施機関に対し、異議申立てを行った。

エ 福岡県公安委員会は、不服申立書の記載に不備があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第21条の規定により、平成27年10月20日付けで、審査請求人に対し、補正命令書により補正を求めた。

オ 福岡県公安委員会は、平成27年10月26日付けで、審査請求人から審査請求書の提出を受けた。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 福岡県〇〇〇警察署の相談員の名前等不開示部分を全て開示すべきである。
- (2) 相談内容が全て間違っており、事実ではないので、訂正を求める。

## 5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 受理者及び処理者の欄に記載された警察職員の職員番号は、実施機関内の各種電子計算システムにアクセスする際に必要な識別番号である。

これを開示することにより、警察事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第14条第1項第4号に該当することから、不開示とした。

- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで作成された相談カードの措置経過の欄に記載された審査請求人の相談内容に対する評価又は判断に係る部分は、警察安全相談の取扱いに関する情報である。

これを開示することにより、警察と相談者との信頼関係が損なわれ、警察安全相談の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第14条第1項第4号及び第5号に該当することから、不開示とした。

- (3) 相談カードの受理決裁、受理者、処理決裁及び処理者の欄に記載された警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影は、条例第14条第1項第6号に規定する警察職員の適正な職務遂行を確保する観点から、警察職員の従事する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる当該警察職員の氏名等に該当することから、不開示とした。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件個人情報の性格及び内容について

#### ア 相談カードについて

相談カードは、警察安全相談（犯罪等による被害の未然防止に関する申出その他県民生活の安全に関する申出）、警察の事務に関する要望・意見その他これに類する一切の申出及び職務執行に関する苦情を受けた警察職員が、「福岡県警察相談活動実施要領の制定について（平成15年福岡県警察本部内訓第11号）」に基づき、その内容を所属長に報告するために作成するものである。

相談カードには、受理番号、受理日、受理決裁、受理者、申出種別、受理態様、件名、相談者（申出者）、申出内容、措置経過、処理状況、処理結果、処理決裁、処理者等の欄が設けられている。

#### イ 本件個人情報の内容について

本件個人情報は、実施機関が、平成〇〇年〇月〇〇日及び同年〇月〇〇日に、福

岡山〇〇〇警察署で審査請求人から警察安全相談を受けた際に作成した相談カードに記載された審査請求人の個人情報である。

## ウ 不開示情報について

本件個人情報のうち、実施機関が不開示とした情報及び条例の適用条項は、次のとおりである。

- (ア) 受理者及び処理者の欄に記載された警察職員の職員番号（以下「本件不開示情報1」という。）：条例第14条第1項第4号
- (イ) 平成〇〇年〇月〇〇日受理の相談カードの措置経過の欄に記載された審査請求人の相談内容に対する評価又は判断に係る部分（以下「本件不開示情報2」という。）：条例第14条第1項第4号及び第5号
- (ウ) 受理決裁、受理者、処理決裁及び処理者の欄に記載された警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び印影（以下「本件不開示情報3」という。）：条例第14条第1項第6号

## (2) 本件不開示情報1の性格について

実施機関は、前述の5の(1)のとおり、本件不開示情報1が、実施機関内の各種電子計算システムにアクセスする際に必要な識別番号であり、条例第14条第1項第4号に該当すると説明しているが、当審議会が実施機関に確認したところ、電子計算システム上の識別番号であるだけでなく、人事管理等の必要上、個々の職員を識別するために付与されるものであり、かつ、職員の共済組合員証（保険証）の番号に使用されている私的な情報でもあると認められる。

したがって、当審議会では、本件不開示情報1の条例第14条第1項第1号該当性について、以下判断する。

## (3) 本件不開示情報1の条例第14条第1項第1号該当性について

### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれており、当該情報を本人（開示請求者）に開示すると当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合、当該情報を不開示とする旨を定めたものである。

本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所、学歴等に関する情報のほか、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全てをいうものであって、条例第2条第1項第1号に規定する個人情報とは異なり、生存する個人に関する情報に限定されず、特定の個人を識別し得るかどうかは考慮されない。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人に関する情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でもこれを知り得る情報である場合は、正当な利益を害することにならないというべきである。

## イ 該当性の判断

本件不開示情報1は、審査請求人以外の第三者である警察職員に関する情報であって、私生活において通常みだりに他人に知られたいくないプライバシーに関するものである。また、本件不開示情報1は公にされているものではなく、審査請求人が本件不開示情報1を知っている立場にないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報1は本号に該当すると認められることから、実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

なお、条例第14条第1項第4号該当性については、重ねて判断しない。

### (4) 本件不開示情報2の条例第14条第1項第4号該当性について

#### ア 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報とする要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は、広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定しているものである。

## イ 該当性の判断

本件不開示情報2は、実施機関が警察安全相談を受けた際に作成した相談カードに記載されたものであり、本号に規定する県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であると認められる。

相談等の内容に対する警察職員の評価又は判断に係る情報は、これを開示することにより警察と相談者との信頼関係が損なわれ、相談の継続、問題解決等が困難となるおそれがある。また、相談等に対応した警察職員が相談カードへの率直な評価判断の記載をためらい、表面的な記載にとどめてしまうなど、相談カードとしての機能を著しく低下させるおそれがある。

したがって、本件不開示情報2を開示することにより、実施機関が行う警察安全相談事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報2が本号に該当するとして、実施機関が不開示

とした決定は、妥当である。

なお、実施機関は、前述の5の(2)のとおり、本件不開示情報2が条例第14条第1項第5号にも該当すると説明しているが、同号該当性については、重ねて判断しない。

#### **(5) 本件不開示情報3の条例第14条第1項第6号該当性について**

##### **ア 本号の趣旨**

本号は、警察職員の適正な職務遂行を確保する観点から同職員の氏名に関し不開示情報としての要件を定めたものである。

警察職員の氏名については、開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員の氏名を不開示としている。

公安委員会規則で定める一定の職にある警察職員とは、「警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職を除く警察職員」（福岡県個人情報保護条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める警察職員の氏名に関する規則（平成18年福岡県公安委員会規則第7号））をいう。すなわち、警部補以下の階級にある警察職員がこれに該当する。

##### **イ 該当性の判断**

本件不開示情報3は、警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名及び当該警察職員の姓を刻した印影である。警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名は本号に該当することは明白であり、また、印影は、社会通念上、氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視し得るものである。

したがって、本件不開示情報3が本号に該当するとして、実施機関が不開示とした決定は、妥当である。

#### **7 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人は、前述の4の(2)のとおり主張しているが、当該主張は本件決定の取消しを求めるものではなく、本件個人情報の訂正を求めるものと解される。

当審議会が実施機関に確認したところ、実施機関は既に審査請求人に対し個人情報訂正請求の手續について教示し、個人情報訂正請求書を交付しているとのことである。

したがって、本件個人情報の訂正請求先は実施機関であるから、不開示決定の適否に加えて、当該主張については判断しない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。